

# 山梨県におられる東日本大震災の 被災者の皆様へ

平成23年9月26日時点

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省山梨行政評価事務所では行政に関する相談窓口を設けており、山梨県へ避難された皆様から、いろいろな問い合わせや要望などを受け付けております

また、裏面以降のような支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の救済支援を行いますので、お困りになっていましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

◆来局による相談受付：平日の8：30～17：00

住所：甲府市北口1-2-19 甲府地方合同庁舎4階  
山梨行政評価事務所 行政相談課

◆電話による相談受付：平日の8：30～17：00 0570-090110

(常設の行政相談専用電話、要通話料)

(注) 上記以外の時間帯は留守番電話による対応となります。

◆FAXによる相談受付：毎日

055-251-9223

(常設の行政相談専用FAX、要通話料)

◆メールによる相談受付：毎日

110yamanashi@soumu.go.jp

◆行政相談委員による受付

総務省では、国民の皆様の身近な相談相手として、総務大臣から委嘱された行政相談委員を各市町村に配置しています。何か、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

行政相談委員については、山梨行政評価事務所又は避難された市町村にお問い合わせください。





# 目 次

総合	1
避難者情報・安否確認	1
暮らし	2
住まい	4
医療・健康等	6
放射能	8
仕事・雇用	10
農林水産業	11
事業主・中小企業	12
年金・社会保険	14
税金	15
自動車	16
個人の二重ローン対策	17
その他	18

## ＜＜ 総合 ＞＞

Q1 親戚や友人の家に一時的に避難している。支援を受けるために、まずどのような手続きをすれば良いか。

- ◆ 避難先の市町村に、現在の所在地・連絡先、避難前の住所等をお知らせください。避難前にお住まいになっていた県や市町村から、り災・被災証明、国民健康保険、義援金の支払いなどの手続きについて御連絡ができるようになります（表紙裏参照）。
- ◆ また、福島県双葉郡にお住まいになっていた方については、『福島県双葉郡支援センター（TEL：0120-006-865）』でも御連絡を受け付けています。

Q2-1 り災証明書とは何か。発行してもらうにはどうすれば良いか。

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が震災の被害にあったことを証明するものです。公営住宅等への入居申請、生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。
- ◆ なお、り災証明書は、市町村が建物の被害について現地調査を実施して発行するものですが、今回の大震災では、原子力発電所の事故や道路の寸断・社会的インフラの破壊等により、被災地に立ち入ることができず被害状況を検証できない場合等に、り災証明書に代わる「被災証明書」を発行することとしています（Q2-2参照）。
- ◆ 申請には、印鑑、本人確認できるもの（免許証等）、被害状況の写真などが必要とされていることが多いですが、簡略化されている場合もあります。また、証明書発行には数日を要する場合もあり、市町村によって異なります。
- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村窓口（双葉町では、住民生活課戸籍係が窓口です。）にお問い合わせください。

Q2-2 家屋に損害はないが、原発事故のため遠方に避難している。り災証明は申請できるか。

- ◆ 福島県内の各市町村の中には、①原子力災害に伴う警戒区域（20km圏内）に住居があるため、当該地域に居住できない、②計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に住居があるため、市町村の判断により避難している等の場合に、家屋等の被害が確認できなくても、り災証明書に代わる「被災証明書」を発行しているところもあります。
- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

## ＜＜ 避難者情報・安否確認 ＞＞

Q3 家族や知人がどこに避難しているか知りたい。安否について確認したい。

- ◆ 岩手県、宮城県及び福島県では、避難所に入所されている方の名簿等を、ホームページで公表しています。また、岩手県及び福島県では、お電話での問い合わせ窓口も設置されています。
  - 岩手県（019-629-6911） ○ 福島県（0120-006-865）
  - ※ 宮城県の避難者情報ダイヤルは4月28日をもって受付を終了しました。今後のお問い合わせは、各市町村にお願いいたします。
- ◆ 岩手県警、宮城県警及び福島県警では行方不明者相談ダイヤルを設置し、行方不明の方の安否確認を行っています。
  - 岩手県警（0120-801-471） ○ 宮城県警（022-221-2000） ○ 福島県警（0120-510-186）

## ＜暮らし＞

Q4 当面の生活費について貸付を受けたい。

### ① 生活福祉資金貸付制度

震災で被災し所定の要件に合致する世帯に対し、当座の生活費について無利子で資金の貸付け（貸付限度額は原則10万円以内、特別な場合は20万円以内）が行われています。

詳しくは、（福）山梨県社会福祉協議会（TEL：055-254-8610）又は、避難先の市町村社会福祉協議会）にお問い合わせください。

### ② 年金担保貸付制度

- ・ 厚生年金保険、国民年金又は労災保険の年金を受給されている方に対し、現在年金を受け取られている銀行、信用金庫等の店舗が窓口となり、年金受給権を担保に小口資金の貸付けが行われています。

詳しくは、独立行政法人福祉医療機構（TEL：0120-3438-65）にお問い合わせください。

- ・ 恩給、共済年金及び災害補償年金を受給されている方に対し、小口資金の貸付けが行われています。

詳しくは、株式会社日本政策金融公庫（TEL：0120-154-505、土・日・祝日0120-220-353）にお問い合わせください。

Q5 生活を再建するための資金について、どのような公的支援を受けられるか。

### ① 被災者生活再建支援金（※給付）

- ◆ 岩手県、福島県、青森県、宮城県、茨城県、千葉県及び栃木県の各県全域において、住宅の被害の状況が以下に該当する世帯に対して、当該被災世帯からの申請により、生活必需品等の購入、住宅の改築補修や賃貸住宅の家賃等のための経費として、i) 住宅の被害程度に応じた基礎支援金（50万円から100万円）、ii) 住宅の再建方法に応じた加算支援金（50万円から200万円）が支給されます。

(1) 住宅が「全壊」した世帯

(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

- ◆ 申請期間は、次のとおりです。

i) 基礎支援金： 災害発生日から13か月以内

ii) 加算支援金： 災害発生日から37か月以内

- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

- ◆ 被災者生活再建支援金は、申請の際に指定した振込先口座に入金されます。今回の震災は未曾有の災害のため、今後、市町村に申請が殺到することが想定され、一概にいつまでとは言えませんが、新潟県中越沖地震にあつては、申請から入金まで概ね1か月程度の時間を要していました。

### ② 災害援護資金（※貸付）

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が負傷し一定所得以下の世帯に対して、最高350万円まで年利3%で融資しています。

- ◆ 市町村長から震災により著しい被害を受けた旨の証明を受けた方については、特例として、償還期間の延長や利率の軽減が図られています。

- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

### ③ 災害弔慰金・災害障害見舞金（※給付）

- ◆ 震災により亡くなられた方の御遺族に弔慰金を、重度の障害を受けられた方に見舞金を支

給します。

- 災害弔慰金 生計維持者が亡くなられた場合：500万円  
その他の方が亡くなられた場合：250万円
  - 災害障害見舞金 生計維持者が重度の障害を受けられた場合：250万円  
その他の方が重度の障害を受けられた場合：120万円
- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

Q6 義援金を受け取るにはどのような手続きが必要か。また、いつ頃受け取れるのか。

- ◆ 義援金については、国で受け付けた義援金と被災都道府県の義援金を併せて、被災都道府県に設置された配分委員会で配分額を決定します。
  - ◆ 第一次配分の対象は、次のとおりです。
    - ① 地震・津波により住家が全壊・半壊した世帯（国配分額：全壊35万円/世帯、半壊18万円/世帯）
    - ② 福島第一原子力発電所から30kmの圏内にある世帯（国配分額：35万円/世帯）
    - ③ 「計画的避難区域」に設定された区域内にある世帯（国配分額：35万円/世帯）
    - ④ 震災により亡くなられた方の御遺族及び行方不明の方の御家族等（国配分額：1人当たり35万円）
- なお、県・市町村によっては、独自に配分額や配分対象を追加している場合があります。
- ◆ 第二次配分についても一部の市町村で開始しております。
  - ◆ 申請は世帯主が市町村を通じて行うこととなります。市町村ごとに必要な手続き、申請書の様式等が異なる場合がありますので、詳しくは避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。
- ※ 被害状況の確認等が必要なため、受け取りまでは時間を要することもあります。
- ◆ 義援金を支出した場合の税法上の取扱いはおおのとおりにあります。
    - 所得税  
個人の方が義援金を支出した場合は、その義援金が国又は地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなどであるときは、寄附金控除の対象となります。
    - 法人税  
法人が義援金を支出した場合は、その義援金が「国又は地方公共団体に対する寄付金」、「指定寄付金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。
    - 住民税  
個人の方が寄附した日本政府が受け付けた義援金については、「ふるさと寄附金（＝地方公共団体に対する寄付金）」として、寄付金控除の対象となります。また、法人が寄附した義援金については、法人税の取扱いにおいて「国又は地方公共団体に対する寄付金」、「指定寄付金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入され、法人住民税（法人税割）及び法人事業税に反映されます。
- ※ 所得税、法人税については税務署（平日8時30分から17時）、住民税については市町村にお問い合わせください。  
（最寄りの税務署については24ページを御参照ください。）

Q7 児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けたい。

- ◆ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当は、原則、一定以上の所得がある場合は受給できませんが、この度の震災を受けた特別措置として、所得制限が解除される場合があります。
- ◆ 詳しくは、現在避難されている市町村にお問い合わせください。

Q8-1 生活保護を受給したい。

Q8-2 原発の影響で自宅に戻ることができないが、自宅等の資産があっても生活保護を受給できるのか。

- ◆ 生活保護は、本来の居住地において申請を行うこととされていますが、この度の震災を受けた特例措置として、本来の居住地を離れて遠方に避難されている場合は、避難先でも申請を行うことができるようになりました。
- ◆ 原発事故により遠方に避難されている場合についても、申請を行うことができます。その際、居住地に資産があっても、処分が困難なため、生活保護を受給できる場合があります。
- ◆ 詳しくは、現在避難されている市町村にお問い合わせください。

## << 住まい >>

Q9-1 避難先の山梨県で家を探したいが、どうすれば良いか。

- ◆ 住宅を探しておられる方に対して、公営住宅、民間賃貸住宅の情報を提供しています。詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。  
公営住宅 ○ 被災者向け公営住宅等情報センター(TEL：0120-297-722 [9時から18時])  
○ 山梨県 県土整備部 建築住宅課 (TEL：055-223-1732 [8時30分から17時15分(土日祝日を除く)])  
○ 山梨県住宅供給公社 (TEL：055-237-1656 [8時30分から18時30分(土日祝日を除く)、8時30分から17時15分(日曜日)])  
県・国関係施設及び県に申し出のあった民間の方からの住宅情報  
○ 山梨県知事政策局 東日本大震災支援対策室 (TEL：055-223-1519 [9時から17時(土日祝日を除く)])  
民間賃貸住宅 ○ (社)全国賃貸住宅経営協会山梨県支部 (TEL：055-228-3939)
- ◆ 山梨県では、東日本大震災の被災県からの要請を受け、被災県からの避難者に対して、県内の民間賃貸住宅等を借り上げ、災害救助法上の応急仮設住宅として提供しています(申込期間：平成23年9月20日(火)から同年10月31日(月)まで)。詳しくは、山梨県 福祉保健部 福祉保健総務課 総務経理担当 (TEL：055-223-1477) までお問い合わせください。
- ※ 公営住宅等への一時的な入居の申込時には①市町村の発行しているり災証明書又は②住所地在確認できる運転免許証等の提示が必要です。

Q9-2 生活家電セットの提供を受けるには、どうすれば良いか。

- ◆ 東日本大震災の被災者(東北3県出身者のみ)の方に日本赤十字社による生活家電セットの寄贈制度があります。  
対象者となるのは、岩手県、宮城県、福島県からの避難者世帯で公営住宅に入居中若しくは入居が決定した世帯、又は県が行う民間賃貸住宅借上げ事業を利用する世帯です。  
県営住宅については、山梨県住宅供給公社(TEL：055-237-1656)に、市町村営住宅及び民間賃貸住宅については、それぞれの市町村に申し込んでください。
- ◆ お問い合わせ先  
公営住宅入居者：山梨県県土整備部建築住宅課管理担当 (TEL：055-223-1732)  
民間賃貸住宅借上げ事業の利用者：山梨県福祉保健総務課総務経理担当 (TEL：055-223-1741)

Q10 避難前の市町村に戻って仮設住宅に入居したいが、どうすれば良いか。仮設住宅はいつ頃完成するのか。

- ◆ 現在、岩手県、宮城県、福島県等で応急仮設住宅の建設が進められており、8月26日現在、約4万9千戸が完成しています。予定より遅れていますが用地が確保されれば、建設工事の期間は着工から3週間程度で完成する見込みです。
- ◆ 応急仮設住宅は、使用期間は原則として2年間ですが、1年ごとに何度でも延長ができるようになりました。
- ◆ 入居の申込や詳細は、被災前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。  
(参考) 国土交通省HP：[http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai\\_kasetu.html](http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_kasetu.html)  
(岩手県、宮城県及び福島県の入居募集状況等について、各県のHPへリンクしています。)

Q11 損壊した自宅を修理したいが、どうしたら良いか。

- ◆ 被災地専用フリーダイヤル「住まいるダイヤル」(※)では、被災した住宅の補修・再建について、無料の診断・相談を受け付けています。
  - 住まいるダイヤル (TEL：0120-33-712 [10時から17時(日・祝日を除く)])
  - ※ 対象地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、新潟県及び長野県です。
- ◆ 被災した住宅の再建については次のような支援制度もあります。
  - ① 被災者生活再建支援金  
住宅が全壊・大規模半壊するなどの被害を受けた世帯に対して、支援金が支給されます。  
(詳細はQ5参照)
  - ② 応急修理費用  
避難場所からの被災者の帰宅促進のため、被災により大規模半壊・半壊した住宅について、仮設住宅に入居しない方で、所得・年齢等要件に合致する方を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な部分の応急修理費用を支給する制度です。  
詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。
  - ③ 災害復興住宅融資  
震災により自宅が被害を受けられた方に対して、被災住宅を復旧するための資金を低利で融資しています。また、住宅に被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合の宅地の補修に対する融資も行っています。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
    - 住宅金融支援機構 被災者専用ダイヤル (TEL：0120-086-353[9時から17時])

Q12 家や土地の権利証をなくしてしまった。

- ◆ 震災により土地や建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合でも、所有権等の権利を失うことはありません。また、権利証を紛失したからといって、不動産の売却等の処分ができなくなることはありません。詳しくは、甲府地方法務局(24ページをご参照ください。)にお問い合わせください。
- ◆ その他、甲府地方法務局では、会社・法人の代表者の印鑑・印鑑カードをなくした場合や住

めなくなった借家の賃料についてのご相談を受け付けております。

- ◆ 土地・建物の権利や不動産取引等については、(財)不動産流通近代化センターの「不動産相談ホットライン」(TEL:0120-913-241 [平日10時から17時] ※8月31日まで)においても、無料で御相談を受け付けています。

## << 医療・健康等 >>

Q13 震災で保険証をなくしてしまったが、病院で診察してもらえるか。

- ◆ 被災により保険証等を紛失等して医療機関に提出できない場合には、平成23年6月末までの間、医療機関の窓口で氏名、生年月日、住所又は事業所名等を申し出ることにより保険診療で受診することができましたが、平成23年7月1日からは、保険診療を受ける際には窓口で保険証の提示が必要となります。保険証を紛失された方は、加入している医療保険の保険者(市町村、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等)から保険証の再交付を受けてください。
- ◆ 詳しくは、国民健康保険については、お住まいの市町村又は山梨県福祉保健部国保援護課(055-223-1467)、健康保険については全国健康保険協会山梨支部(TEL:055-220-7750)にお問い合わせください。

Q14 病院にかかりたいが、お金がなく窓口負担の支払いができない。

- ◆ 災害救助法が適用されている被災地域にお住まいの方(震災後に他の市町村に転入された方を含む。)で、以下に該当する方は、当面の間、医療機関の窓口負担が免除されておりましたが、平成23年7月1日から、窓口負担の免除を受けるためには、窓口で医療保険の保険者(市町村、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等)が発行する「一部負担金等の免除証明書」の提示が必要となります。
  - (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
  - (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
  - (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - (4) 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - (6) 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - (7) 福島第1・第2原発の事故に伴い政府の屋内退避指示の対象となっていた方(※窓口負担の免除は6月末まで)
- ◆ 証明書をお持ちでない方は加入している医療保険の保険者に、免除申請を行ってください。(なお、免除申請の際には保険証が必要となりますので御留意ください。)  
ただし、①以下の市町村の国保に加入されている方又は②岩手県、宮城県及び福島県の3県の後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方については、提示が必要となる期日が異なります。
  - 8月1日から [岩手県] 宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町  
[福島県] 田村市、南相馬市
  - 9月1日から [宮城県] 南三陸町
  - 10月1日から [宮城県] 女川町

○免除期間の終了（平成24年2月29日）まで提示不要

〔福島県〕 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

Q14-2 窓口負担が不要なことを知らずに、病院ですでに支払ってしまったので、お金を返してほしい。

- ◆ 平成23年6月末までの間に、窓口負担の免除対象に該当するにも関わらず、窓口負担を支払った場合、加入している健康保険の保険者に還付申請書を提出することにより、支払った窓口負担の還付を受けられます（※）。
- ※ 還付申請書のほか、り災・被災証明書等の免除の要件に該当する事実を確認できる書類、領収証等を添付する必要があります。
- ◆ 7月以降に、免除証明書の交付の遅延等のやむを得ない事情により、免除証明書を窓口に出すことができなかった場合についても、上記と同様に還付を申請することができます。

Q15-1 避難先でも介護サービスを受けたい。

- ◆ 住民票の異動を行わなくても、避難先で必要な介護保険サービスが利用できます。また、被災により財産に著しい損害を受けた方は、介護保険サービスの利用者負担料が免除されます。
- ◆ 介護保険の被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより提示できない場合でも、氏名、住所、生年月日等を介護事業者にお伝えいただければ、介護サービスを利用できます。
- ◆ 健康保険と同様に、平成23年7月1日からは、介護保険の被保険者証の提示が必要です。また、利用料の免除を受けるためには、市町村が発行する「利用料免除証明書」が必要となります。
- ◆ 被保険者証をお持ちでない方は、お住まいの市町村で被保険者証明の再交付や免除申請の手続きを行ってください。（なお、免除申請の際には被保険者証が必要となりますので御留意ください。）

ただし、以下の市町村の方については、提示が必要となる期日が異なります。

○8月1日から

〔岩手県〕 釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町

〔宮城県〕 女川町、東松島市

〔福島県〕 郡山市、南相馬市

○9月1日から

〔岩手県〕 宮古市

〔宮城県〕 塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町

〔福島県〕 白河市

○10月1日から

〔宮城県〕 石巻市、南三陸町

○免除期間の終了（平成24年2月29日）まで提示不要

〔福島県〕 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- ◆ 詳しくは、お近くの市区町村の介護保険担当窓口や地域包括支援センターに御相談ください。

Q15-2 避難先での妊婦の受入れについて相談したい。

- ◆ 山梨県 福祉保健部 健康増進課 母子保健・難病担当（TEL：055-223-1496 平日の8時30分から17時15分まで受け付けています。）にお問い合わせください。

Q16 震災後、不安で気持ちが落ち着かない。

- ◆ 被災後、「夜眠れない。」「不安で落ち着かない。」「地震の時の夢を繰り返し見る。」など、こころの健康に対する相談については、山梨県立精神保健福祉センター（TEL：055-254-8644 [平日8時30分から17時15分]）、ストレスダイヤル（TEL：055-254-8700 [平日9時から16時、16時30分から21時15分、休日11時から19時30分]）又は、東日本大震災心の相談電話（03-3813-9960 [月・火・木・金19時から21時]）にご連絡ください。また、以下の相談先の検索サイトも御参照ください。

「いのちと暮らしの相談ナビ」（<http://lifelink-db.org/>）

- ◆ 被災地から転校してきた子供の学校問題や情緒問題など教育に関する悩みや不安などについては、山梨県教育委員会いじめ・不登校ホットライン（TEL：055-263-3711 [電話での相談は365日、24時間対応]）、チャイルドライン（TEL：0120-99-7777 [16時から21時]）、全国の児童相談所（TEL：0570-064-000 ※全国共通ダイヤル）にご相談ください。
- ◆ いじめや嫌がらせなど人権に関わる相談については、甲府地方法務局人権擁護課（TEL：0570-003-110（人権擁護事務を取り扱っている最寄りの法務局につながります。）[平日8時30分から17時15分]）、子どもの人権110番（TEL：0120-007-110）[平日8時30分から17時15分]にご相談ください。

## << 放射能 >>

Q17 自分の住んでいる地域では、放射能がどれくらい観測されているか知りたい。  
また、どれくらいの濃度になると健康への影響があるのか。

- ◆ 全国各地で放射線量を測定しており、文部科学省のホームページや各都道府県のホームページ等で、随時公表しています。

○ 文部科学省HP [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigai\\_johou/syousai/1303723.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1303723.htm)

- ◆ 被ばくした放射線量が、例えばおよそ100ミリシーベルト未満では、放射線ががんを引き起こすという科学的な証拠はありません。また100ミリシーベルトの放射線量では、わずかにがんで死亡する人の割合を高めると考えられています。（中略）放射線による影響は、喫煙や食事などの生活習慣を原因とするがんの危険性の数十分の一と言う低い値で、過度に心配する必要はありません。さらに、原子力発電所周辺の避難地域以外では、普通に生活をしている限り100ミリシーベルトを超えることは無いと考えられ、普段どおりの生活をしていただいても何ら問題はありません。（独）放射線医学総合研究所HPより引用

- ◆ 不安な場合は、相談窓口にご相談ください（相談窓口についてはQ18参照）。

Q18 原発事故による放射能の身体への影響について相談したい。

- ◆ 原発事故に伴う健康相談を実施しています。体の不調を感じる方は窓口にご相談ください。
- ◆ 詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

○ 文部科学省原子力支援対策支援本部

【健康相談ホットライン】（TEL：0120-755-199 [9時から21時]）

○ 独立行政法人放射線医学総合研究所

【被ばく医療健康相談ホットライン】（TEL：043-290-4003 [9時から17時]）

○ 山梨県内に5か所ある保健所

中北保健所	055-237-1382	峡南保健所	0556-22-8151
中北保健所峡北支所	0551-23-3071	富士・東部保健所	0555-24-9033
峡東保健所	0553-20-2751		

- ◆ 3月11日時点で福島県に居住されていた方を対象に、福島県では放射線の影響による不安の解消や将来にわたる健康管理を目的とした「県民健康管理調査」が実施されることとなりました。まず、全県民（県外に避難されている方も対象）を対象に3月11日から25日の行動記録を把握するための「基本調査」が実施されます。問診票は8月以降に配布される予定です。

詳しくは、福島県災害対策本部救援班県民健康管理チーム(TEL:024-521-8028(8:30~19:00))までお問い合わせください。

Q19 放射能の単位がよく分からない。

- ◆ 放射能というのは、放射線を出す性質のことで、シーベルトはその「放射線」が人体に与える影響を表す単位です。

東京電力の会見などでよく使われている単位はシーベルト/hour（シーベルトパーアワー＝1時間あたりに浴びる放射線量）です。

ミリとマイクロの違いは、1シーベルト=1,000ミリシーベルト=1,000,000マイクロシーベルトとなります。

Q20 野菜や魚を食べても放射能の影響はないのか。

- ◆ 規制値を超えた一部の農作物等については、出荷制限が行われ、当該農作物等については、現在、市場に流通していません。

一方で、これまでの調査結果から、出荷制限の対象となっていない農作物等については、引き続き市場において受け入れられています。

国としても、引き続き、政府一体となった科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供に努めてまいりますので、消費者並びに小売業の皆様におかれましては、普段どおりに買い物や商売をしていただくようお願いいたします。

- ◆ 山梨県では食品や水道水の安全性に関する相談を、次の窓口で受け付けております。

○ 山梨県 福祉保健部 衛生業務課 (TEL：055-223-1490 (水道整備担当)、055-223-1489 (食品衛生・動物愛護担当) [8時30から17時15分 (土日祝日を除く)])

○ 保健所 (Q18を御参照ください。)

- ◆ 放射性セシウムが検出された食用牛の一部が山梨県内に流通していたことを受け、山梨県では、上記の衛生薬務課及び保健所で消費者相談を受け付けております。購入した牛肉の個体識別番号を伝えれば、放射性物質の検査結果を回答します。保健所では夜間・休日も対応しています。

Q21 原発事故により避難を余儀なくされたため、生活に著しい損害が生じている。

- ◆ 福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難や屋内退避等が指示された地域にお住まいの方について、東京電力では、世帯単位で避難に係る費用の一部を「仮払補償金」としてお支払することとしています（1世帯当たり100万円、単身世帯の場合75万円）。  
(※ 農林水産業に係る損害についてはQ26を、事業に係る損害についてはQ30を御参照ください。)
- ◆ 仮払補償金請求書の用紙は、避難所等において配布されていますが、御希望に応じて郵送も行っています。
- ◆ また、避難や屋内退避された方は、それぞれの避難状況に応じて「追加仮払補償金」をお支払することとしています（各個人10万円から30万円）。請求書類は「仮払補償金」を御請求いただいた世帯主様又は世帯の代表者様のご避難先に郵送されることとしています。
- ◆ 「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」が8月5日に原子力損害賠償紛争審査会で決定されたことを受け、東京電力は、本指針に基づき、従来の仮払いを本格的な賠償に切り替え、9月から賠償請求を受け付け、10月中に支払いを開始する予定としております。
- ◆ 請求書の郵送の御希望や記入方法に関する質問等は、東京電力「福島原子力補償相談室」(TEL：0120-926-404、[9時から21時まで])までお問い合わせください。
- ◆ 書類送付先：〒105-8730 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
郵便事業株式会社芝支店 私書箱78号

## << 仕事・雇用 >>

Q22 働いていた事業所が被災したために、休業・離職せざるを得なくなった。また、賃金や退職金も未払いである。

- ◆ 事業所が被災に伴い事業が休止・廃止されたため働くことができない方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できる場合があります。また、勤めていた会社が倒産して給料や退職金が支払われない場合には、国が会社に代わってその一部を立て替え払いする制度があります。
- ◆ 詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。  
(最寄りのハローワークについては25ページを御参照ください。)

Q23 震災で仕事を失ってしまったので、新たに仕事を探したい。

- ◆ 全国のハローワークで「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の方から仕事に関する御相談を受け付けています。避難先での一時的な仕事についても御相談に応じます。
- ◆ 震災により離職した方が、再就職のための技能や知識を身に付ける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができます。
- ◆ また、震災の影響で内定先への就職が難しくなった学生の方からの御相談についても、受け付けています。
- ◆ 御相談は、最寄りのハローワークを御利用ください。  
(最寄りのハローワークについては25ページを御参照ください。)

Q24 工作中に被災し、労災保険の請求をしたいが、証明書が入手できない。

- ◆ 労災診療や休業補償の請求に当たって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。
- ◆ 詳しくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。  
(最寄りの労働基準監督署については24ページを御参照ください。)

## << 農林水産業 >>

Q25 地震や津波で被害を受けたが、農地・施設の復旧や経営再建のために、どのような支援を受けられるか。

- ◆ 被災した農地や農業施設の復旧に当たり、国又は地方公共団体が災害復旧事業を実施します。災害復旧の迅速化に向けて手続きの簡素化や、二次災害防止のために災害査定を待たずに工事に着手できる査定前着工を行っています。
- ◆ 農林水産省では、農林水産業被害に関する被害に関するフリーダイヤル（TEL：0120-355-567）を設置し、御相談を受け付けています。
- ◆ 日本政策金融公庫では、被災された農林漁業者や食品産業者等を対象に農林漁業セーフティネット資金の利用や融資及び返済についての相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、日本政策金融公庫（TEL：0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL：0120-926-478 [休日9時から17時]）にお問い合わせください。
- ◆ 「二重ローン対策」として、水産庁では、被災地域にある水産業共同利用施設（市場、製氷施設、冷凍冷蔵施設等）の復旧に必要な機器等（フォークリフト、簡易冷蔵庫、簡易倉庫等）の整備を支援しております。詳しくは水産庁加工流通振興課（03-6744-2349）までお問い合わせください。

Q26 原発事故による農産物・水産物の出荷制限、風評被害等による損害について、補償を受けられないか。

- ◆ 農家の方々に対する補償の範囲については、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定の指針に基づき判断されることとされています。第一次指針（平成23年4月28日）、第二次指針（平成23年5月31日）及び中間指針（平成23年8月5日）の詳細は原子力損害賠償紛争審査会（TEL：03-5253-4111（内4576））へお問い合わせください。
- ◆ 現在、上記の審査会が定めた「原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（平成23年4月28日）に基づき、東京電力では、政府による出荷制限指示や地方公共団体による出荷自粛要請等（以下、「政府等による出荷制限指示等」という。）に係る損害等について、仮払補償金の受付を行っています。  
請求の手続きは関係団体で取りまとめて行いますので、所属しているJAや漁協等へお問い合わせください。なお、個別に請求される方は、東京電力 福島原子力補償相談室（TEL：0120-926-404 [9時から21時]）までお問い合わせください。
- ◆ また、「原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（平成23年5月31日）では、第一次指針で対象とされなかった損害等について、①「政府等による出荷制限指示等」として「出荷制限指示等の対象品目の作付断念に係る損害」、「出荷制限指示等の解除後の損害」②「政

府等による作付制限指示等に係る損害」も対象とされました。

- ◆ また、風評被害の損害についても、第二次指針及び中間指針で対象とされておりますので、損害状況を確認できるよう、次のような資料があれば、引き続き保管していただきますようお願いいたします。

○ 対象

原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を受けた以下に係るもの

- (1) 農林水産物（放射性物質により汚染された稲わらを用いて飼育された牛も含む）
- (2) 農林水産物の加工業及び食品製造業で製造した产品及び食品
- (3) 農林水産物・加工品・食品の流通業で継続的に仕入れている産品

○ 保管していただく資料

- (1) 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
- (2) 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
- (3) 農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票、回収・処分した場合の領収書
- (4) 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
- (5) 納税関係書類（損益計算書等）
- (6) 現況を示す写真

Q27-1 営農を再開できるようになるまで、どうやって生計を立てたら良いのか。

- ◆ 地震・津波の被害に係る災害復旧事業の作業員として、被災農家の方々を積極的に雇用することとしています。
- ◆ 全国農業会議所・全国新規就農相談センターでは、震災の被災者の方々を積極的に雇用したい農業法人等を募集し、被災者の方の御希望（稲作、酪農等といった経営形態や住居施設の有無等）に沿った求人情報を提供しています。
- 全国農業会議所（TEL：03-6910-1121）
- 全国新規就農センター（TEL：03-6910-1126、<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>）

Q27-2 平成23年度の農業者個別所得補償制度の加入申請期限は延長されるのか。

- ◆ がんばる農家を支えることを通じて、「食」と「地域」の再生とともに、食料自給率を向上させる取組です。
- ◆ 加入申請期限は、6月30日。東日本大震災の被災地の申請期限は8月31日です。
- ◆ 対象地域は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の5県の全域、青森県八戸市おいらせ町並びに長野県栄村
- ◆ 御相談はお近くの農政局または農政事務所までお問い合わせください。  
0120-38-3786（平日9時から17時）

## << 事業主・中小企業 >>

Q28 中小企業者を対象とした支援制度にはどのようなものがあるか。どこに相談したら良いか。

- ◆ 公的金融機関（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫）での借入や民間金融機関での借入について、各種の支援制度があります。民間金融機関での借入については、保証協会による保証を付けることもできます。

- ◆ 公的金融機関での借入等については、次の窓口までお問い合わせください。
  - 日本政策金融公庫  
TEL：0120-154-505 [平日 9時から19時]、TEL：0120-327-790 [休日 9時から17時]
  - 商工組合中央金庫  
TEL：0120-079-366 [平日 9時から19時]、TEL：0120-542-711 [休日 9時から17時]
- ◆ どのような施策があるか詳しく知りたい、又はどこに相談したら良いか分からない場合、中小企業電話相談ナビダイヤル（TEL：0570-064-350 ※）までお問い合わせください。  
（※全国共通の番号です。お近くの経済産業局につながります。）
- ◆ なお、いわゆる「二重ローン対策」として、被災地域の中小企業再生支援協議会において被災した中小企業への相談体制を強化、債権を買い取る機構を設立する等の方針が2011年度第2次補正予算に盛り込まれています。詳しくは、関東経済産業局産業部中小企業金融課（048-600-0425）までお問い合わせください。

Q29 震災の影響で材料や部品の調達等が困難になり、事業を縮小せざるを得なくなったが、従業員の解雇はせずにできる限り雇用を維持したい。

- ◆ 震災の影響（※）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方が、労働者の雇用を維持するために休業等をした場合、雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金（1人1日当たり7,505円を上限として、休業手当等の負担相当額の3分の2（中小企業の場合は5分の4））が助成されます。  
※ 事業所の倒壊や設備の損壊等、地震・津波の直接的な被害によるもの、避難勧告や避難指示等、法令上の制限による休業の場合は、雇用保険の特例措置として、従業員が離職していても失業手当が支給されますので、助成の対象外です（Q22参照）。また、電力使用制限や使用電力抑制により事業の縮小が認められる場合は対象外ですが、これ以外の経済上の理由が更にある場合や、取引先が受けたことにより売上げが減少した等、間接的な影響を受けた場合は助成されます。
- ◆ 詳しくは、最寄りのハローワークまで御相談ください。  
（最寄りのハローワークについては25ページを御参照ください。）

Q30 事業所が避難区域内にあるため、休業や事業所の移転等で損害が生じている。

- ◆ 現在、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（平成23年4月28日）等に基づき、東京電力では、避難区域内で事業（製造業、建設業、販売業、サービス業、運送業その他の事業一般）を営んでいた方に対して、営業不能による減収や事業所の移転費用等に係る営業損害についての仮払補償金の支払いを行っています。
- ◆ 請求の手続きは、仮払補償金請求書に必要書類（決算書又は確定申告書等）を添付し、東京電力に直接送付します。（事業者団体等で請求の取りまとめを行っている場合がありますので、所属団体等に御確認ください。）
- ◆ 請求書用紙の郵送の御希望や記入方法に関する御質問等は、東京電力「福島原子力補償相談室」（TEL：0120-926-404、[9時から21時まで]）までお問い合わせください。
- ◆ 書類送付先：〒105-8730 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
郵便事業株式会社芝支店 私書箱78号

## << 年金・社会保険 >>

Q31 年金証書・年金手帳を紛失してしまったので、再交付してほしい。

- ◆ 年金証書、年金手帳を紛失した場合は、最寄りの年金事務所で再交付ができます。来所相談が困難な場合は、電話で届出用紙の送付受付も行っています。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル（TEL：0120-707-118（平日9時から17時））又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。（最寄りの年金事務所については25ページを御参照ください。）

Q32 遺族年金や老齢年金の請求をしたいが、役場が機能していないので戸籍や住民票等の必要な書類が用意できない。

- ◆ 必要な書類がすべてそろっていなくても手続きは行えますので、まずは最寄りの年金事務所に御相談ください。その際、御本人の身分を確認できる運転免許証、死亡診断書（遺族年金の場合）等があれば、できるだけお持ちください。  
また、震災発生の翌日から3か月の間行方が分からない方については、御家族の方からの申立書や第三者の証明書等により、平成23年3月11日に亡くなられたものと推定して遺族年金等の手続き等を行うことができます。
- ◆ 後日、書類の取得が可能となった際に、日本年金機構が、可能な限り御本人に代わって市役所等から必要書類を取得することとしています。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル（TEL：0120-707-118（平日9時から17時））又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。（最寄りの年金事務所については25ページを御参照ください。）

Q33 国民年金保険料の支払いが困難である。

- ◆ 住宅や家財等に2分の1以上の損害が生じた方や、原発事故に伴い避難を余儀なくされている方等、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて国民年金保険料が免除されます。
- ◆ 免除される期間は、平成23年2月分から6月分まででしたが、平成24年6月分までに拡大されました。免除申請のお手続は平成24年3月末までにお済ませください。  
※ すでに平成23年2月分から6月分の免除申請をされた方は、平成23年7月分以降の免除申請を改めて行う必要があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル（TEL：0120-707-118（平日9時から17時））又は年金事務所にお問い合わせください。（最寄りの年金事務所については25ページを御参照ください。）

Q34 事業所が被災し、社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）の支払いが困難である。

- ◆ 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に所在する事業所が納付する社会保険料について、自動的に納付期限が延長されています。延長期間中は口座振替は行われません。
- ◆ 上記の対象地域以外の事業所でも、被災の状況によって、納付の猶予を受けられる場合があります。

- ◆ 詳しくは、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル（TEL：0120-707-118（平日9時から17時））又は年金事務所にお問い合わせください。  
（最寄りの年金事務所については25ページを御参照ください。）

## << 税金 >>

Q35 国税について、減免や申告・納付期限の延長を受けられないか。

- ◆ 国税の特例措置として、申告等の期限延長、納税の猶予が受けられます。また、次のような減免制度があります。

### ○所得税

震災などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部減免を受けられます。また、被災により住めなくなった住宅も、引き続き所得税の住宅ローン控除の適用を受けられます。

### ○相続税・贈与税

震災により被害を受けた方は、特例として相続税・贈与税の課税価格を取得時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。

### ○自動車重量税

震災により被害を受け廃車となった被災自動車の永久抹消登録等を行った場合、東日本大震災の日（平成23年3月11日）から車検期間満了日までの期間に応じて、自動車重量税の還付を受けることができます（永久抹消登録についてはQ39参照）。

また、被災自動車を買替えた際、最初に受ける自動車検査証の交付に係る自動車重量税が免除されます。

### ○登録免許税

被災した建物の建替え等に関して、建物の所有権の保存・移転の登記やその建物の敷地の所有権の移転の登記について、一定の要件の下、登録免許税が免除されます。

- ◆ 制度の詳細や必要な手続き等について、詳しくは最寄りの税務署（平日8時30分から17時）にお問い合わせください。

（最寄りの税務署については24ページを御参照ください。）

Q36 地方税について、減免や申告・納付期限の延長を受けられないか。

- ◆ 地方税についても、市町村や県ごとの判断により、条例に基づいて申告・納付期限が延長されています。また、次のような減免制度があります。

### ○住民税

所得税と同様に、住民税についても雑損控除による軽減を受けることができます。また、被災により住めなくなった住宅も、引き続き住民税の住宅ローン控除の適用を受けられます。

### ○固定資産税

津波により甚大な被害を受けた地域として市町村長が指定した地域の土地や家屋は、個別の申請がなくても、平成23年度の固定資産税や都市計画税が課税されません。

### ○不動産取得税

被災したため新たに家屋や土地を取得する場合、従前の家屋・土地の面積相当分について

は、不動産取得税が課税されません。

○ 自動車税等

被災した自動車を買替えた場合、自動車取得税は課税されません。また、平成23年度から25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税も課税されません。

◆ 原発事故による災害に対処するため、地方税法が改正され、以下の場合にも減免されます。

○ 警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域等のうち市町村が指定する区域にある土地及び家屋については、平成23年度の固定資産税及び都市計画税が課税されません。

○ 警戒区域内の家屋に係る代替家屋や土地については、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税が軽減されます。

○ 警戒区域内にある自動車のうち、永久抹消登録等がされたものについては、3月11日にさかのぼって自動車税又は軽自動車税は免除されます。また、平成26年3月31日までにこれに代わる自動車を取得した場合は自動車取得税が課税されません。自動車税又は軽自動車税についても平成23年度から平成25年度までの分は課税されません。

◆ 制度の詳細や必要な手続き等については、避難前にお住まいになっていた県・市町村にお問い合わせください。

※ 住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税については市町村、不動産取得税、自動車取得税・自動車税については県にお問い合わせください。

## << 自動車 >>

Q37 自動車運転免許証をなくしてしまったので、再交付してほしい。

◆ 自動車運転免許証を紛失した場合は、南アルプス市にある山梨県総合交通センター（山梨県警察本部運転免許課）（TEL:055-285-0533 [平日8時30分から17時15分]）で再交付ができます。現在の居住場所（避難場所）を証明する書類が必要となる場合がありますので、運転免許センターにお問い合わせください。

Q38 運転免許証の有効期限が切れてしまうが、更新に行くことができない。

◆ 被災者の方は、自動車運転免許証の更新期限が延長されます。被災地にお住まいの方で、有効期間の末日が平成23年3月11日以降となっている方は、8月31日まで引き続き運転することができます。申請等の手続等は不要です。対象となる被災地については、運転免許センター、又は各警察署の交通課にお問い合わせください。

Q39 震災のため使用できなくなった自動車の登録を抹消したい。

◆ 震災のため滅失又は使用できなくなった自動車について登録を抹消する場合、登録番号が分からなくても、番号の一部や車種等により自動車が特定できれば手続きができます。

◆ 実印を紛失したり、印鑑登録証明書が入手できない場合、免許証等の本人確認ができる書面の提示・署名をもって代えることができます。

◆ 詳しくは、山梨運輸支局（TEL：050-5540-2039）までお問い合わせください。

Q40 津波で浸水した自動車をそのまま使用しても大丈夫か。

◆ 浸水の状況によっても異なりますが、一度海水が浸水すると、外観上は問題がなさそうな状態でも電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、整備工場で点

検を受けてください。

- ◆ 最寄りの整備工場が分からない場合は、各県の自動車整備振興会にお問い合わせください。

岩手県自動車整備振興会	019-637-2882	千葉県自動車整備振興会	043-241-7254
宮城県自動車整備振興会	022-236-3323	茨城県自動車整備振興会	029-248-7000
福島県自動車整備振興会	024-546-3451		

## << 個人の二重ローン対策 >>

Q41 震災により新たに債務を抱えることとなってしまったが、債務の返済についての支援策はないのか。

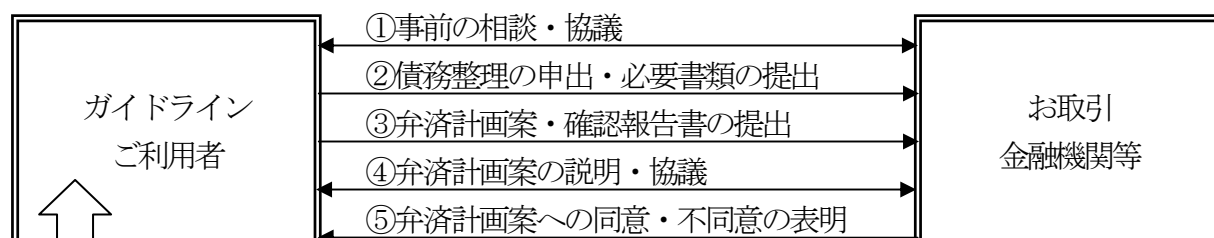
- ◆ 震災の影響により既往債務に加え新たな債務を抱える「二重ローン」問題への対策として、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年7月）が定められ、8月22日から私的整理手続きの受付が開始されました。私的整理手続きを行うことで、破産手続等によらず、金融機関と話し合うことで弁済方法の変更や債務の減免等の債務整理を進めることができます。

- ◆ このガイドラインの対象者は次の要件を満たす個人です。

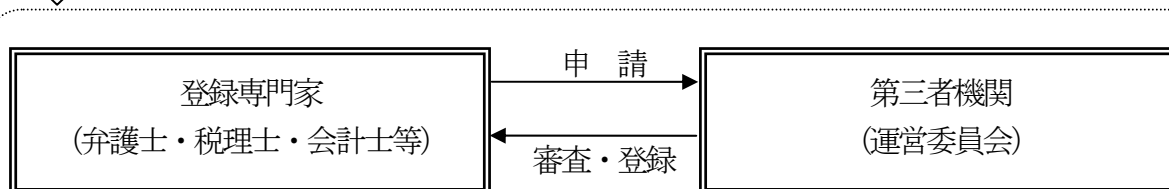
- ① 住宅ローン・事業性ローン等をお借入れの個人の方
  - ② 住居・勤務先、事業所・取引先等の生活・事業基盤などが、『東日本大震災』の影響を受けたこと
  - ③ 既存のお借入れが弁済できない、または、近い将来弁済できないことが確実と見込まれること（自己破産などの法的手続に入ることが見込まれること）
- 上記の主な要件に加え、以下の要件を充足する必要があります。

- ・ 弁済について誠実である
- ・ 取引金融機関等の債権者に、その財産状況を適切に開示している
- ・ 震災発生前に、延滞等（期限の利益喪失事由）がない
- ・ 債権者の経済合理性に反しない弁済計画を作成する見込みがある
- ・ （再建を図る個人事業主の場合）事業に事業価値があり、再建の可能性がある
- ・ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもない
- ・ 免責不許可事由（破産法252条10号を除く）に相当する事実がない

- ◆ 手続の流れは次図のとおりです。



②・③・④の手続きに関し、ご利用者さまは第三者機関の登録専門家の支援を受けることも可能です。また、手続き③の確認報告書は第三者機関に作成を依頼する必要があります。



まず必要書類を添えて債務整理開始の申出書を取引先の金融機関に提出します。受理された後、弁済計画案を個人版私的整理ガイドライン運営委員会の確認を経て確認報告書（運営委員会が作成）とともに金融機関に提出し、協議の結果、同意を得られれば弁済の開始となります。なお、書類の作成にあたっては、運営委員会の支援を受けることができます。

- ◆ 詳細は、次の連絡先にお問い合わせください（いずれも平日9時から17時まで）
  - 個人版私的整理ガイドラインコールセンター（TEL：0120-380-883）
  - 東京本部（TEL：03-3212-0531）
  - 青森支部（TEL：017-721-1015）
  - 岩手支部（TEL：019-606-3622）
  - 宮城支部（TEL：022-212-3025）
  - 福島支部（TEL：024-526-0281）
  - 茨城支部（TEL：029-222-3521）
- ◆ 水産業共同利用施設の整備支援についてはQ25を、中小企業の債権を買い取る機構の設立等についてはQ28を御参照ください。

## << その他 >>

Q42 預金通帳と印鑑をなくしてしまったが、預金を引き出すことはできるか。

- ◆ 預金通帳や印鑑を紛失した場合でも、窓口で運転免許証、健康保険証等の本人であることが確認できる書類を提示することにより、金融機関で預金の払い戻しを受けることができます（金額は10万円程度まで。ゆうちょ銀行は20万円まで）。
- ◆ 本人であることが確認できる書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等の登録情報の確認により払い戻しを受けられる場合があります。
- ◆ 避難先にお取引金融機関の店舗がない場合、他の金融機関で預金の払い戻しを取り扱っているところもあります。
- ◆ 詳しくは、お取引金融機関や避難先の金融機関にお問い合わせください。

Q43 震災で身内が亡くなり、預金通帳等もないので、取引先金融機関が分からなくなってしまった。

- ◆ 全国銀行協会の被災者預金口座照会センターでは、震災で亡くなられた方や行方不明の方の預金口座がどの銀行にあるのか分からなくなってしまった場合に、ご遺族・ご親族から口座の有無についての照会を一括で受け付ける窓口を設置しています。（TEL：0120-751-557 [平日9時から17時]）
  - ※ 5月31日（火）から、信用金庫、信用組合、農業協同組合（連合会を含む。）、漁業協同組合（同）及び商工組合中央金庫の預金・貯金口座についても、同センターにおいて照会可能となりました。

Q44 汚れたり破れてしまった紙幣は、どうすれば良いか。

- ◆ 日本銀行の本店・支店では、お金が破れたり燃えたりした場合、表・裏両面があることを条件に、次のとおり残存面積に応じて引換えを行っています。

- ・ 3分の2以上 → 全額引換え
- ・ 5分の2以上、3分の2未満 → 半額引換え
- ・ 5分の2未満 → 引換え不可

- ◆ 詳しくは日本銀行甲府支店発券課（TEL：055-227-2429 [平日9時から15時]）にお問い合わせください。なお、引換えの際に本人確認を求められる場合がありますので、運転免許証等をお持ちください。ない場合は、口座を開設している金融機関に御相談ください。

Q45 運転免許証や保険証等、本人確認ができる書類を紛失してしまったが、住民票の写しの交付を受けることはできるか。

- ◆ 住所地の市区町村において、住民票の記載事項や家族構成等の御本人しか知り得ない情報を口頭で確認する等の方法により住民票の写しを取得できる場合があります。
- ◆ 遠方の避難所等に一時的に避難していても、住民票の写しが確実に御本人に到達することが見込まれる場合には、住所地の市区町村の判断で避難先に写しを送付することも可能です。

Q46 地震保険や生命保険については、どこに問い合わせたら良いか。

- ◆ 保険証券の紛失等のため加入していた保険会社が分からない場合は、次の窓口で契約の有無についての照会を受け付けています。
  - 地震保険  
（社）日本損害保険協会 地震保険契約会社照会センター（TEL：0120-501331）
  - 生命保険  
（社）生命保険協会 災害地域生保契約照会センター（TEL：0120-001731）
- ◆ 被災地域にお住まいの方からの申請により、保険料の払い込みが最長で6か月猶予されます。詳しくは、契約先の保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 地震保険、生命保険に関する全般的な御相談、苦情等は、次の窓口にお問い合わせください。
  - （社）日本損害保険協会 そんがいほけん相談室（TEL：0120-107808）  
（携帯・PHSからは03-3255-1306）
  - （社）生命保険協会 生命保険相談所（TEL：0120-226-026）  
山梨県連絡所（TEL：055-228-7565）

Q47 パスポート（旅券）を紛失してしまったので、震災特例旅券の発給を受けたい。

- ◆ 「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律」により、震災でパスポートを紛失・焼失し、紛失届を提出された方に対して、紛失等したパスポートの残存有効期間を限度とする震災特例旅券を、手数料なしで発行する特例措置が実施されています。
- ◆ 詳しくは、山梨県観光部パスポートセンター（TEL：055-222-2040）にお問い合わせください。

Q48-1 震災で世帯の経済状況が変わったので、急遽、奨学金を受けたい。

Q48-2 奨学金の返還が困難になった。

- ◆ 日本学生支援機構では、被災地に居住する世帯の学生に対する緊急採用奨学金の申請を受け付けています。

- ◆ 株式会社日本政策金融公庫では、災害により被害を受けた方に対して、国の教育ローンの災害特例措置を設けています。

項目	災害特例措置の内容	(参考) 現行
所得制限	子供1人世帯及び2人世帯の世帯年収(所得) 上限額を引き上げ 子供1人世帯 990(770)万円 2人世帯 990(770)万円 ※ 3人世帯以降は現行どおり	子供の人数に応じて、世帯年収(所得)が以下の金額以内 子供1人世帯 790(590)万円 2人世帯 890(680)万円 3人世帯 990(770)万円 ※ 4人世帯以降は一定額を上乗せ
返済期間	18年以内へ延長	15年以内
融資利率	年2.45%(母子家庭は年2.05%)	年2.85%(母子家庭は2.45%)

- ◆ 現在、奨学金を返還中で災害により返還が困難となった場合は、日本学生支援機構に申請することで返還期限猶予・減額返還ができます。
- ◆ 詳しくは、下記までお問い合わせください。
  - 奨学金の申し込み手続き等について → 在学している学校
  - 国の教育ローンの申し込み手続きについて → 株式会社日本政策金融公庫 国の教育ローンコールセンター (TEL:0570-008656)
  - 奨学金の返還について → 日本学生支援機構 (TEL:0570-03-7240)  
※ PHS・一部の携帯電話からは03-6743-6100

Q49-1 被災地から山梨県の公立学校に転入学したいが、どこに問い合わせたら良いか。

- ◆ 小・中学校・・・教育庁義務教育課 電話 055-223-1764 (直通)
- ◆ 高等学校・・・教育庁新しい学校づくり推進室 電話 055-223-1788 (直通)
- ◆ 特殊支援学校・・・教育庁新しい学校づくり推進室 電話 055-223-1752 (直通)
- ※いずれも平日の8時30分から17時15分まで受け付けています。

Q49-2 山梨県内の学校に転入学したが、制服や学用品等の支援を受けたい。

- ◆ 震災において被災し、山梨県内の公立小中学校、高等学校、特別支援学校で学ぶこととなった児童生徒について、制服や学用品等の支援を行っています。
- ◆ 詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。
  - 公立小中学校  
山梨県市町村教育委員会連合会事務局 (甲斐市教育委員会内) 電話 055-276-2111
  - 高等学校、特別支援学校、私立小中学校  
山梨県教育庁高校教育課 電話 055-223-1769

Q50 公共料金等について、減免を受けられないか。

#### ◆電気料金

災害救助法が適用された市町村において、被害を受けた利用者の方から申出があった場合に、電気料金の支払期限の延長、不使用月の電気料金(基本料金の半額)の免除等を実施していま

す。詳しくは、東北電力コールセンター（TEL：0120-175-466）又は東京電力山梨カスタマーセンター（TEL：0120-995-882）までお問い合わせください。

◆電話料金

被災による設備故障で電話を利用できなかった場合、避難指示・避難勧告等によって電話を利用できなかった場合は、その期間の電話サービスの基本料金等を無料としています。詳しくは、NTT東日本料金お問い合わせ受付センター（TEL：0120-032277）までお問い合わせください。

◆NHK受信料

被災地域にお住まいで、建物が半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた方、又は避難勧告、指示、退去命令を継続して1か月以上受けている方は、NHKの受信料が半年間（8月まで）免除されます。NHKが調査により実施しますので、申請等の手続は不要です。詳しくは、NHKふれあいセンター（TEL：0570-077-077、050-3786-5003）までお問い合わせください。

◆ガス料金

被災地域のガス事業者等では、ガス料金の支払期限の延長、不使用月の基本料金の免除を行っています。

また、被災によりガスが使用できなくなった場合、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事について、平成23年5月31日までに申し込みがあれば、ガス工事費が事業者負担となります。

詳しくは、お住まいの地域のガス事業者までお問い合わせください。

Q51 震災のため地上デジタル放送化への対応が困難になった。

◆ 岩手、宮城、福島の前3県においては、アナログ放送の終了を最長で1年間延期することとなりました。また、被災された世帯や被害を受けた施設等に対する支援制度があります。

◇ チューナーの無償給付

家屋が被害（損壊の程度が半壊や床上浸水以上）を受けた世帯や避難勧告や退去命令等を受けている世帯に対して、地デジチューナーの無償給付を行っています。申込や詳細については、次の窓口までお問い合わせください。

○ 総務省 地デジチューナー支援実施センター

TEL：0570-033-840（ナビダイヤル）

044-969-5425（上記ナビダイヤルが利用できない場合）

◇ 共同受信施設の復旧支援

震災によりアパートやマンション等の共同受信施設が被害を受けた場合に、地デジ対応に必要な復旧費用等を助成しています。詳しくは次の窓口までお問い合わせください。

○ 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ） 助成金相談窓口

TEL：0570-093-724（ナビダイヤル）

03-5623-3121（上記ナビダイヤルが利用できない場合）

◆ 上記の他、地デジに関する全般的な御相談は、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）にお問い合わせください。

○ 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ）※ 一般相談窓口

TEL：0570-07-0101（ナビダイヤル）

03-4334-1111（上記ナビダイヤルが利用できない場合）

Q52 高速道路の通行料金について、被災者を対象とした特別措置はあるか。

- ◆ 6月20日（月）午前0時から、被災者の方が運転又は同乗する車や復興のための物資輸送のトラックやバス（中型車以上）は、東北地方の高速道路（水戸エリア常磐道を含む。）を無料で通行できることとなりました（復興のための物資輸送のためのトラックやバスは平成23年8月31日をもって終了）。
- 被災者の方が使用する車両  
被災者の方が通行する際は、入口・出口ともに一般レーンを通行し、出口で通行券とともに災証明書・被災証明書及び運転免許証等の本人確認ができる書面の原本（原発事故による避難者については、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に住所を有することを証明する書面（免許証等））を提示してください（ETCレーンを通行した場合、無料になりません）。実施期間は平成24年6月19日までです。
- ◆ なお、上記の措置に伴い、一部のエリアで行われていた無料化社会実験及び休日1,000円の上料金は、6月20日（月）午前0時から一時凍結されました。

Q53 新聞報道では、東日本大震災の被災地の規制緩和が取りまとめられたとあるが、どこに照会すればよいか。

- ◆ 「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況」が取りまとめられたとの新聞報道があるが、これは各府省が被災地において行うこととしている規制緩和策を取りまとめたものであり、内閣府行政刷新会議のホームページをご覧ください。
- 行政刷新ホームページ <http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/> TEL:03-5253-2111

Q54 「相続放棄」などの申立期限は、どのようになっているか。

- ◆ ある方(被相続人)が亡くなると、その相続人は、被相続人の一切の財産を受け継ぐ（相続することになりますので、被相続人が借金等の債務を負っていた場合は、相続人は、その債務も引き継ぐことになります。相続人が被相続人の借金等の債務を引き継ぎたくないときは、「相続放棄」をすることにより、その債務を引き継がないことができます。ただし、相続放棄をすると、被相続人の債務だけでなく、被相続人が有していた財産（土地や預貯金等の権利）も引き継がないことになります。（なお、被相続人の借金などがどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等には、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を引き継ぐ限定承認という制度もあります。）
- ◆ 「相続放棄」をするためには、被相続人がお亡くなりになった事実を知るなど、御自身の相続の開始を知ったときから3か月以内に、家庭裁判所での手続きが必要です。また、3か月以内に「相続放棄」をするかどうかの判断ができない場合には、家庭裁判所での手続きで期間を延ばすことも可能です。家庭裁判所で手続きをお願いします。
- ◆ ただし、相続人が被災者である場合（※）は、特例法により「相続放棄」などの申立期限が11月30日まで延長されました。この特例法の効力は、震災発生から3か月となる6月11日までの間に、申立期限を迎えた相続人の方にも遡って適用されます。

※ 相続人が被災者でなければ、被相続人が被災者であったり、相続の対象となる財産が被災地にあつたりしても適用されません。

- ◆ お問い合わせ先：法テラスサポートダイヤル  
0570-078374（月から金 9時から21時 土 9時から17時）

Q55 遺体が発見されていない場合でも、死亡届を提出できるのか。

- ◆ 東日本大震災で被災された方で、御遺体が発見されていない方についても、死亡届を市区町村に提出できます。この場合には、次の書類をご用意ください。  
① 届出人の申述書、② 死亡したと考えられる方の被災状況を現認した者等の申述書、  
③ 在勤証明書又は在学証明書等の死亡したと考えられる方が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料、④ 死亡したと考えられる方の行方が判明していない旨の公的機関からの証明書等、⑤ 僧侶等が葬儀をした旨の証明書等のその他参考になる書面
- ◆ 市区町村の戸籍窓口で死亡届を受け付けてもらうためには、少なくとも①の書類を御用意いただく必要がありますが、②から⑤までの書面についても、可能な限り、御用意ください。
- ◆ なお、死亡届が受理（戸籍に記載される）されると、相続が発生し、あらゆる法律関係を整理・清算する必要が生じますので、死亡届を提出するに当たりましては、親族等関係者と十分に御相談ください。
- ◆ また、市区町村の窓口で死亡届を提出した場合でも、必ず受理されるとは限らず、死亡の事実を認定できないと判断したときには、不受理（戸籍に記載されない）となる場合もあります。御不明な点があるときは、各市区町村を管轄する法務局の戸籍課へお問い合わせください。

Q56 災害に便乗した悪質商法については、どこに問い合わせたらよいか。

- ◆ 震災により消費生活相談を実施できない地域があるため、国民生活センターでは岩手、宮城、福島、茨城県の消費者と県外に避難している方を対象に相談を受け付けています。  
※ 悪質商法であるかにかかわらず、消費生活全般に関する相談を受け付けています。
- ◆ お問い合わせ先：震災に関連する悪質商法110番  
0120-214-888（平日10時から16時）

Q57 被災地の地方選挙はいつ実施されるのか。

- ◆ 震災の影響で9月22日まで地方選挙が延期されている岩手、宮城、福島など4県の53市町村のうち、宮城、福島の両県議選と宮城県の4市町（名取市、女川町、亶理町及び山元町）と福島県の8市町村（相馬市、新地町、川俣町、広野町、双葉町、大熊町、葛尾村、川内村）が、12月31日まで期限を再延長できることとなりました。
- ◆ 岩手県知事選、県議選（9月11日）及び岩手県大槌町長選、町議選（8月28日）については、不在者投票の手続きを取れば、最寄りの自治体からの投票ができます。詳しくは岩手県庁（019-651-3111）までお問い合わせください。

山梨県内の国の行政機関の連絡先

○ 法務局

本局・支局・出張所名	電話番号	所在地
甲府地方法務局本局	055-252-7151(代)	〒400-8520 甲府市北口 1-2-19
鰍沢支局	0556-22-0174	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢 2543-4
大月支局	0554-22-0799	〒401-0012 大月市御太刀 2-8-10
山梨出張所	0553-22-0242	〒405-0005 山梨市小原東 1333-1
韮崎出張所	0551-22-0370	〒407-0024 韮崎市本町 4-3-2
吉田出張所	0555-22-0025	〒403-0005 富士吉田市上吉田 3-9-13

※ 本局及び支局ではすべての相談を、出張所では不動産登記、商業法人登記に関する相談を受け付けています。

※ 平日の8時30分から17時15分まで受け付けています。

○ 税務署

税務署名	電話番号	所在地
甲府税務署	055-233-3111	〒400-8584 甲府市丸の内 1-11-6
山梨税務署	0553-22-1411	〒405-8585 山梨市上神内川 738
大月税務署	0554-22-3151	〒401-8502 大月市御太刀 2-8-10
鰍沢税務署	0556-22-3191	〒400-0693 南巨摩郡富士川町鰍沢 1502-1

※ 電話は自動音声によるご案内です。案内に従って番号を選択すると窓口につながります。

※ 平日の8時30分から17時00分まで受け付けています。

○ 労働基準監督署

労働基準監督署名	電話番号	所在地
甲府労働基準監督署	055-224-5611	〒400-8579 甲府市下飯田2-5-51
都留労働基準監督署	0554-43-2195	〒402-0005 都留市四日市場23-2
鰍沢労働基準監督署	0556-22-3181	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢655-50

※ 平日の8時30分から17時15分まで受け付けています。

○ ハローワーク

ハローワーク名	電話番号	所在地
甲府公共職業安定所	055-232-6060	〒400-0851 甲府市住吉 1-17-5
富士吉田公共職業安定所	0555-23-8609	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘 2-4-3
大月出張所	0554-22-8609	〒401-0013 大月市大月 3-2-17
都留出張所	0554-43-5141	〒402-0051 都留市下谷 3-7-31
塩山公共職業安定所	0553-33-8609	〒404-0042 甲州市塩山上於曾 1777-1
韮崎公共職業安定所	0551-22-1331	〒407-0015 韮崎市若宮 1-10-41
鯉沢公共職業安定所	0556-22-8689	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢 1215

※ 平日の8時30分から17時15分まで受け付けています。

※ 甲府公共職業安定所では、平日の日中に来所が難しい在職者の方などを対象に、平日の夜間（月・水・金）17時15分から19時00分までと第2・4土曜日 10時00分から17時00分まで、お仕事の相談・紹介のみを行っております。

○ 年金事務所

年金事務所名	電話番号	所在地
甲府年金事務所	055-252-1431	〒400-8565 甲府市塩部1-3-12
竜王年金事務所	055-278-1100	〒400-0195 甲斐市名取347-3
大月年金事務所	0554-22-3811	〒401-8501 大月市大月町花咲1602-1

※ 平日の8時30分から17時15分まで受け付けています。

山梨県の連絡先

部署名	電話番号	所在地	主な業務
東日本大震災対策支援室	055-223-1519	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災山梨県対策本部の事務局</li> <li>・一時避難所の運営</li> <li>・被災者向け住宅情報の提供等</li> <li>・他都道府県等との調整</li> </ul>

山梨県内市町村の連絡先（代表）

市町村名	電話番号	所在地
甲府市	055-237-1161	〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1
富士吉田市	0555-22-1111	〒403-8601 富士吉田市下吉田1842
都留市	0554-43-1111	〒402-8501 都留市上谷1-1-1
山梨市	0553-22-1111	〒405-8501 山梨市小原西955
大月市	0554-22-2111	〒401-8601 大月市大月2-6-20
韮崎市	0551-22-1111	〒407-8501 韮崎市水神1-3-1
南アルプス市	055-282-1111	〒400-0395 南アルプス市小笠原376
北杜市	0551-42-1111	〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961-1
甲斐市	055-276-2111	〒400-0192 甲斐市篠原2610
笛吹市	055-262-4111	〒406-8510 笛吹市石和町市部777
上野原市	0554-62-3111	〒409-0192 上野原市上野原3832
甲州市	0553-32-2111	〒404-8501 甲州市塩山上於曾1040
中央市	055-274-1111	〒409-3892 中央市臼井阿原301-1
市川三郷町	055-272-1101	〒409-3601 西八代郡市川三郷町市川大門1790-3
早川町	0556-45-2511	〒409-2732 南巨摩郡早川町高住758
身延町	0556-42-2111	〒409-3392 南巨摩郡身延町切石350
南部町	0556-66-2111	〒409-2192 南巨摩郡南部町福土28505-2
富士川町	0556-22-3111	〒400-0592 南巨摩郡富士川町天神中条1134
昭和町	055-275-2111	〒409-3880 中巨摩郡昭和町押越542-2
道志村	0554-52-2111	〒402-0209 南都留郡道志村6181-1
西桂町	0555-25-2121	〒403-0022 南都留郡西桂町小沼1501-1
忍野村	0555-84-3111	〒401-0592 南都留郡忍野村忍草1514
山中湖村	0555-62-1111	〒401-0595 南都留郡山中湖村山中237-1
鳴沢村	0555-85-2311	〒401-0398 南都留郡鳴沢村1575
富士河口湖町	0555-72-1111	〒401-0392 南都留郡富士河口湖町船津1700
小菅村	0428-87-0111	〒409-0211 北都留郡小菅村4698
丹波山村	0428-88-0211	〒409-0305 北都留郡丹波山村890

参考1：福島県の相談窓口

災害対策本部	024-521-2101
行方不明者相談窓口	0120-510-186 090-8424-4207、4208
医療機関に関する相談	024-521-7221 (県庁西庁舎7階)
疾病に関する相談	024-521-7881 ( )
医薬品に関する相談	024-521-7232 ( )
障がい福祉に関する相談	024-521-7170 ( )
高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164 ( )
介護保険に関する相談	024-521-7745 ( )
国民健康保険に関する相談	024-521-7203 ( )
教育に関する相談	024-523-1710、1720 (福島市立福島第一小学校)
経営・労働相談の総合受付	080-2807-7017 (コラッセふくしま2階)
経営に関する相談	024-525-4039 ( )
金融に関する相談	024-525-4019 ( )
労働に関する相談	024-525-2510 ( ) 0120-610-415 ( )
就職に関する相談	024-525-0047 ( )
県税に関する相談	024-521-7728 (県庁西庁舎3階)
消費に関する相談	024-521-0999 (自治会館1階)
一般廃棄物、し尿処理	024-521-7249
産業廃棄物、不法投棄対策	024-521-7264
農林水産業に関する相談	024-521-7319 (県庁西庁舎5階)
土木施設に関する相談	024-521-7869 (県庁本庁舎1階)
放射線に関する相談	024-521-8127
避難所入所者情報センター	024-521-5543、5544
住宅(公営、民間借上)に関する相談	024-521-7698、7867
ボランティアセンター	024-522-6540

参考2：役場が移転している福島県内の市町村の窓口

広野町	0246-43-1330、1331 (FDKいわき工場内社屋)
檜葉町	0242-56-2155、2156 (会津美里町本郷庁舎) 0246-46-2551、2552 (いわき出張所(いわき明星大内))
富岡町	024-946-3379、3380、8813、8815 (ビッグパレットふくしま)
川内村	024-946-8828、3375、3378、3382、3383 ( )
大熊町	0242-26-3844 (会津若松市追手町第二庁舎)
双葉町	0480-73-6880 (埼玉県加須市 旧県立騎西高)
浪江町	03-5638-5055 (県男女共生センター内)
葛尾村	0242-83-2651、2653 (会津坂下町川西公民館)
南相馬市(小高区)	0244-24-5790 (南相馬市役所本庁舎) 0244-24-5792 ( ) 0244-24-5797 ( )
飯館村	024-562-4200 (旧飯野町役場庁舎内)

(注) 福島行政評価事務所が作成した「平成23年度福島県版 被災者のための主な相談窓口案内」から抜粋。